

大月市プレミアム付商品券取扱店募集要項

(趣旨)

第 1 条 低所得者・子育て世帯に対する消費税増税に伴う影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起することを目的として実施するプレミアム付商品券事業において、商品券の取扱店を募集するために必要な事項を定める。

(応募資格・条件)

第 2 条 市内において事業を営み、かつ店舗を有する事業所とする。商品券の取扱店は、国のプレミアム付商品券事業実施要領及び大月市プレミアム付商品券事業実施要綱を順守すること。この他公序良俗等に反する行為を行った場合は、市は第 4 条の登録を取り消すことができる。

(申込方法等)

第 3 条 大月市プレミアム付商品券（以下「商品券」という。）の取扱店として登録を希望するものは、別紙 1 の「大月市プレミアム付商品券取扱店加入申込書」を記載し、郵送等で取次機関の大月市商工会に提出して申し込むものとする。また、申込期限は、2019 年 7 月 19 日（金）までとする。

(登録)

第 4 条 大月市（以下「市」という。）は、取扱店として登録したものについて、大月市プレミアム付商品券取扱店一覧を作成し、加盟店に配付するとともに、利用者に対して周知するものとする。また、商品券取扱店の登録については、大月市プレミアム付商品券事業実施要綱第 10 条に基づき、別紙 2 の「大月市プレミアム付商品券取扱店登録証明書」を交付する。

(商品券の換金手続)

第 5 条 商品券取扱店は、毎月第 2 木曜日に別紙 3 の『大月市プレミアム付商品券換金申込書』に使用済み商品券を併せて、商品券取扱枚数を取次機関に報告すること。また、商品券の換金代振込スケジュールは別表のとおりとする。

(商品券の概要)

第 6 条 次のとおり商品券について定める。

- (1) 商品券は、額面 500 円券 10 枚綴りの 5,000 円分を 1 セットとし、4,000 円で販売する。対象者一人につき、5 セットまで購入できる。
- (2) 商品券の購入対象者は、2019 年度の市県民税が非課税な方（市県民税課税

者の配偶者・扶養親族、生活保護受給者を除く）及び子育て世帯分（2016年4月2日から2019年9月30日までに生まれた子のいる世帯）。

(3) 商品券取扱店は、商品券を持参した消費者に対し、2019年10月1日（火）から2020年3月31日（火）に限り、券面記載額に相当する物品の販売を行う。

(4) つり銭額は出さないものとする。

(5) いかなる理由があっても、有効期限後の商品券の使用はできない。

(6) 商品券が使用できないもの

- ・たばこ
- ・商品券、プリペイドカード等換金性の高いもの
- ・国税、地方税、使用料等の公租公課
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- ・不動産及び金融機関

別表（第5条関係）：商品券換金代振込スケジュール

回数	換金申込日 (第2木曜日)	振込予定日 (第3木曜日)
1	2019年11月14日	2019年11月21日
2	2019年12月12日	2019年12月19日
3	2020年1月9日	2020年1月16日
4	2020年2月13日	2020年2月20日
5	2020年3月12日	2020年3月19日
6	2020年4月9日	2020年4月16日